

都内自治体の洪水浸水想定区域図の作成状況と課題 ～水害から身を守るために

伊藤久雄（NPO法人まちぼっとスタッフ）

今年8月の千葉豪雨の「内水氾濫」は長時間にわたる市街地の水没をもたらした。また福井県や富山県の豪雨は「外水氾濫」と「内水氾濫」の同時発生かも知れないと思う。いずれにしても、堤防の強化だけでは防ぐことができず、国はとりあえず後述のように想定される最大規模の降雨により、下水道の排水能力を超えて浸水する恐れのある範囲を示す「雨水出水浸水想定区域図」の作成と公表を求めた。では都内自治体の状況はどうだろうか、調べてみた。

1. 「内水氾濫」想定図60%未公表 自治体義務、国が対応要請

以下は2026年8月26日、共同通信が配信した記事である。

.....

排水できなかった雨が市街地にあふれる「内水氾濫」による被害の恐れがある約1100市区町村のうち、3月末時点で60%超が、法律で義務付けられた浸水想定区域図の公表をしていなかったことが分かった。政府は内水氾濫で大きな被害が出た千葉豪雨を受け、来年の梅雨時期ごろまでに作成、公表するよう全国の自治体に通知した。政府関係者が26日、明らかにした。

区域図は、避難のルートや場所を示した「ハザードマップ」を自治体が作成するための基礎資料となる。住民の安全確保や建物の浸水対策に役立ててもらうため、対応が急務となっている。

政府の通知は8月25日付で「雨水出水浸水想定区域図」の作成と公表を求めた。想定される最大規模の降雨により、下水道の排水能力を超えて浸水する恐れのある範囲が示される。

約1100市区町村のうち作成・公表済みは39%にとどまり、作成したが公表していないのが33%、未作成が28%。通知では、作成済みなら速やかな公表を、未作成なら来年の梅雨時期ごろを指す「次期出水期」までの作成、公表を求めた。

2. これまでの洪水浸水想定区域図、浸水予想区域図について

東京都ではこれまで、大雨による水害の危険性を伝える情報として、「洪水浸水想定区域図」（建設局）と「浸水予想区域図（下水道局）」という2種類の図面を作成している。

洪水浸水想定区域図は、東京都が管理する河川（島しょを含む）を15のグループに分割し、大雨が降った際に危険な場所（浸水の想定される区域）、危険の程度（想定される浸水深）を表示している。

浸水予想区域図は、川から水があふれることで浸水する現象（外水氾濫）と下水道管の能力を超えた雨水が窪地などにたまることで浸水する現象（内水氾濫）の両方を示したものである。

	表示内容	作成主体	対象降雨	根拠法令
洪水浸水想定区域図	外水氾濫		想定最大規模の降雨	水防法 第14条第2項
浸水予想区域図	外水氾濫 ＋ 内水氾濫	都市型水害 対策連絡会 ※	想定最大規模の 降雨	なし

※河川管理者と下水道管理者、区市町村が連携し、都市型水害対策について検討・調整を行い、対策を推進することを目的として設置した検討会

3. 雨水出水浸水想定区域図の作成状況等の作成状況と課題

雨水出水浸水想定区域図は、水防法第14条の2の規定に基づき、想定最大規模降雨により公共下水道等の排水施設に雨水を排除できなくなった場合、または排水施設から河川その他の公共の水域、もしくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、その区域を示した図である。

雨水出水浸水想定区域図は浸水予想区域図との違いは下表のとおり。

雨水出水浸水想定区域図は浸水予想区域図との違い

	雨水出水浸水想定区域図	浸水予想区域図
表示内容	下水道からの氾濫（内水氾濫）により浸水が予想される区域及び浸水深	河川からの氾濫（外水氾濫）及び 下水道からの氾濫（内水氾濫）により浸水が予想される区域及び浸水深
根拠法令	水防法第14条の2	なし
作成主体	東京都	都市型水害対策連絡会

雨水出水浸水想定区域図は浸水予想区域図の詳細は、2026（令和8）年3月に東京都下水道局計画調整部は発行した「Q&A」をみて頂きたいと思う（参考資料）。

市区町村が作成、公表するハザードマップは、東京都が作成した洪水浸水想定区域図や雨水出水浸水想定区域図、浸水予想区域図を基に、避難路や避難場所等を併せて記載したものである。

政府が8月25日付で求めた「雨水出水浸水想定区域図」の都内自治体の作成は、別紙（PDF）のとおりである。雨水出水浸水想定区域図そのものの作成は、多摩地域に多いが、ハザードマップ等の形で多摩地域の小平市や東村山市のように水防法で定める雨水出水浸水想定区域の指定がない地域を除いて作成されている。

課題は何と言っても地域の住民やドライバーに対する周知である。それはハザードマップ全体に言えることだが、たとえば外水氾濫と内水氾濫を別々の作成している自治体が多いが、合わせて（重ねて）作成している自治体もある。地域によって状況が異なるから、どちらだいいと言い切れないが、検討課題だと思う。また冠水の危険のあるアンダーパスを地図上に図示することも急務である（すでに明示している自治体もある）。配布の方法も検討課題である。なるべく小さい単位で（たとえば自治会）、説明会を開いて説明するなどの工夫が望まれる。避難場所もより良い場所の選定と周知が必要である。

<参考資料>

■東京都の洪水浸水想定区図

○東京都建設局 洪水浸水想定区図

https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/river/chusho_seibi/panhulink/menu

○東京都下水道局 浸水予想区域図

<https://www.gesui.metro.tokyo.lg.jp/living/amesh/inundation>

■雨水出水浸水想定区域図 ― Q & A

2026（令和8）年3月 東京都下水道局計画調整部

<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/gesui/usuisyussuiQA>

<別紙 PDF>

雨水出水浸水想定

雨 水 出 水 浸 水 想 定 区 域 図 等 の 作 成 状 況		
千代田区	ハザードマップ 洪水 神田川版（外水と内水）	水防法に基づくものではない
中央区	洪水ハザードマップ（隅田川・神田川・日本橋川版）	水防法に基づくものではない
港区	浸水ハザードマップ（洪水・雨水出水）	水防法第14条の2および第15条に基づく
新宿区	洪水ハザードマップ（河川の氾濫、雨水の浸水）	水防法に基づくものではない
文京区	水害ハザードマップ（内水氾濫、外内氾濫）	内水氾濫は水防法に基づくものではない
台東区	水害ハザードマップ（神田川水害・内水氾濫・荒川水害）	内水氾濫は水防法第14条に基づく
墨田区	水害ハザードマップ（水害への備え） 雨水出水	水防法第15条第3項に基づく
江東区	隅田川及び新河岸川流域雨水出水浸水想定区域図 江東内部河川流域雨水出水浸水想定区域図	水防法第14条の2に基づく
品川区	雨水出水浸水ハザードマップ 下水道からの氾濫（内水氾濫）	水防法に基づく
目黒区	水害ハザードマップ（浸水予想区域図）	水防法第14条の2に基づく
大田区	土砂災害・内水氾濫ハザードマップ	水防法に基づく
世田谷区	世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップ（多摩川洪水版、内水氾濫・中小河川洪水版）	水防法に基づく
渋谷区	洪水ハザードマップ（浸水予想区域図）	水防法に基づく
中野区	水害ハザードマップ（浸水予想区域図）	水防法に基づく
杉並区	水害ハザードマップ（浸水予想区域図）	水防法に基づく
豊島区	洪水・内水ハザードマップ	水防法に基づく
北区	水害ハザードマップ（外水及び内水氾濫）	水防法に基づく
荒川区	水害ハザードマップ 雨水出水（内水）は作成中	水防法に基づく
板橋区	雨水出水ハザードマップ	水防法第14条の2に基づく
練馬区	水害ハザードマップ（外水氾濫、内水氾濫）	水防法に基づく
足立区	内水氾濫及び中小河川の氾濫（浸水予想区域図）	水防法に基づく
葛飾区	水害ハザードマップ（内水、雨水出水）	内水、雨水出水は水防法に基づくものではない
江戸川区	浸水想定区域図（内水氾濫）	水防法に基づく
八王子市	ハザードマップ	雨水出水（内水）は、水防法第14条の2に基づかない
立川市	内水浸水想定区域図	水防法第14条の2第2項に基づくものではない
武蔵野市	雨水出水浸水想定区域図	水防法第14条の2第2項に基づく
三鷹市	野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川浸水予想区域図	水防法に基づくものではない
青梅市	多摩川下流圏域洪水浸水想定区域（国土交通省） 霞川及び多摩川上流圏域洪水浸水想定区域（東京都）	防災ハンドブックに掲載
府中市	内水氾濫マップ	水防法に基づくものではない
昭島市	雨水出水浸水想定区域	水防法第14条の2第2項に基づく
調布市	内水ハザードマップ	水防法には基づいていない。令和5年3月から運用
町田市	雨水出水浸水想定区	水防法第14条の2第2項に基づく, 3 地区
小金井市	野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域浸水予想区域図	水防法に基づくものではない
小平市	—	水防法で定める雨水出水浸水想定区域の指定がない
日野市	雨水出水浸水想定区域図	水防法第14条の2第2項に基づく
東村山市	—	雨水出水浸水想定区域の指定がない
国分寺市	雨水出水（内水）浸水想定区域図	水防法第14条の2第2項に基づく
国立市	雨水出水浸水想定区域図	水防法第14条の2第2項に基づく
福生市	内水浸水想定区域図	水防法第14条の2第2項に基づく
狛江市	雨水出水浸水想定区域図	水防法第14条の2第2項に基づく
東大和市	浸水・土砂災害ハザードマップ	浸水区域は、水防法第14条の2第2項に基づく
清瀬市	雨水出水浸水想定区域図	水防法第14条の2第2項に基づく
東久留米市	雨水出水浸水想定区域図	水防法第14条の2第2項に基づく
武蔵村山市	雨水出水浸水想定区域図	水防法第14条の2第2項に基づく
多摩市	多摩川、浅川、大栗川（合流点より下流）の浸水想定区域図 茗田川・大栗川（合流点より上流）の浸水想定区域	令和4年9月30日時点のもの
稲城市	内水浸水想定区域図	水防法第14条の2第2項に基づくものではない
羽村市	内水(雨水出水)浸水想定区域図	水防法第14条の2第2項に基づく
あきる野市	ハザードマップ（土砂災害・水害）	水防法第14条の2第2項に基づくものではない
西東京市	浸水ハザードマップ（浸水予想区域図）	水防法第14条の2第2項に基づく

区域図等の作成状況